

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円)			増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額	③変更金額		①議決工期	②変更後工期	
93	30.9.28 平成30年 第3回足立区 議会定例会で 承認93号	補助第258号線六町加平橋取付 道路整備工事その1 [株式会社東京三田組]	① 464,400,000						
12	31.2.26 平成31年 第1回足立区 議会定例会で 報告12号		② 493,726,320			6.31%			(1) 現地盤では杭打機を支持できず、地盤改良や敷鉄板枚数の変更が必要となったため。 (2) 関係機関協議結果から、安全な歩行者及び自転車導線を確保するため。 (3) 東京都より引継いだ工事用地からコンクリート塊等が発生したため、撤去を行う。 (4) 護岸に影響が出るおそれがあると河川管理者から指導があったため、杭撤去は実施しない。
102	1.9.30 令和元年 第3回足立区 議会定例会で 承認102号		② 521,009,120			12.19%			(1) 落書きが頻発しており、施工時の実施で費用削減できることから落書防止対策を行う。 (2) 杭工事の発生土がヘドロ状であり、通常土処分するための土質改良を行う。 (3) 想定以上の降雨から施工が不可能になり、仮設排水を設置する。 (4) 鋼材が腐食しやすい土質が見つかったため、腐食対策を行う。 (5) 近隣の同種工事で陳情があったため、H鋼打設工法を変更する。
32	1.12.20 令和元年 第4回足立区 議会定例会で 報告32号		② 524,704,520			0.71%			(1) 躯体の部分竣工に伴い、足場数量及び景観パネル割付数を変更する。 (2) 擁壁部の止水防止対策を実施する。
8	(処分日) 2.3.5 (契約変更日) 2.3.5		② 524,699,020			0.71%	①H30.10.1~ H32.3.25 ②H30.10.1~ R2.5.15		(1) 本工事の歩道を開放した後、現在の鋼製階段を撤去する計画であったが、六町側に接続する道路が構築されておらず、区画整理事業が仮道を設けるのを待つ必要が生じ、また台風19号の影響により、埋戻土が1か月間確保できなかったため工期を延伸する。 (2) 現場の状況に合わせた施工方法により、鉄筋工、型枠工の数量を変更する。

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円)			増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額	③変更金額		①議決工期	②変更後工期	
94	30. 9. 28 平成30年 第3回足立区 議会定例会で 承認94号	栗六陸橋耐震補強等工事 [東急・東武建設共同企業体]	① 262, 116, 000						
12	31. 3. 14 平成31年 第1回足立区 議会定例会で 報告12号		② 277, 386, 120						(1) 鋼製ブラケット等の部材を当初設計から変更する必要性が生じたため、構造上問題がないかどうか再照査を実施する。 (2) 橋脚の施工に伴う掘削で想定以上の湧水が発生したため、排水ポンプの設置及び排水作業を追加する。 (3) 初期ひび割れが発生する可能性が高いため、橋脚の鉄筋コンクリート巻立てに表面被覆工を追加する。
103	1. 9. 30 令和元年 第3回足立区 議会定例会で 承認103号		③ 15, 270, 120		5. 83%				(1) 近隣住民から粉塵・騒音による苦情を受けたことに配慮し、コンクリートの撤去工法を大型重機による破碎工法から人力破碎工法に変更する。 (2) 歩道橋の架替により、車道部にあらたに仮設の歩道を設置するが、警視庁の指導により歩行者等の更なる安全性を確保するため、転落防止柵の設置を追加する。 (3) 東京メトロとの協議により、足場を利用した線路敷地への侵入防止対策を図るため、足場4方向に仮囲いを追加する。 (4) 補強部材取付時の橋脚穴あけの際、鉄筋が干渉して所定の深さが取れない孔があり、その孔埋めが必要なため、不達孔充填補修工を追加する。 (5) 橋脚周辺掘削時に出てきたコンクリート塊(ガラ)の撤去を追加する。 (6) 耐震補強部材の上部に防水用のシーリングを追加する。
8	(処分日) 2. 3. 5 (契約変更日) 2. 3. 5		② 284, 021, 320						(1) 北側スロープ橋について、当初車道の一部に仮設歩道を設けて架け替えることを予定していたが、仮設歩道のガードレールへの車両接触事故の発生を受け、施工計画の再検討を行ったため、工期を延伸する。 (2) 北側スロープ橋を施工期間中通行止めにする事になり、仮設歩道の交通誘導警備員が不要になったため、その費用を減額する。
			③ △ 5, 135, 900		△1. 78%		①H30. 10. 1～ H32. 3. 19 ②H30. 10. 1～ R2. 5. 29		

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
						(3) 車道部鋼製ブラケット及び支取付における橋脚穴あけの際、鉄筋が干渉して所定の深さが取れず、穴の位置変更により部材が大きくなったため、その費用を増額する。